電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第16条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2. 「変更事項」の欄には、「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表 者の氏名」又は「届出者の住所」を記載すること。
 - 3. 法人にあつては、届出書の末尾に、法人番号のほか、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス